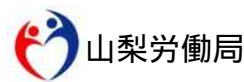


働き方改革推進関連法の概要と施行日一覧表



法律のポイント	施行日					
	2019年 4月	2020年 4月	2021年 4月	2022年 4月	2023年 4月	2024年 4月
1 時間外労働の上限規制（36協定の様式変更） 時間外労働の上限は原則1月45時間、1年360時間以内となります。 臨時的な特別の事情がある場合であっても以下の範囲内でなければなりません。 単月100時間未満（休日労働含）、複数月平均80時間以内（休日労働含）、 年720時間以内、月45時間を超えられるのは年6回以内	大企業 中小企業 自動車運転者、建設事業、医師など					
2 中小企業の割増賃金率の引き上げ（適用猶予の廃止） 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率について、中小企業も5.0%割増となります。	中小企業					
3 年5日の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ） 年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、1年間のうちに5日分の有給休暇を時季を指定して取得させなければなりません。						
4 フレックスタイム制の拡充 従来1ヶ月以内であった清算期間の上限が3ヶ月以内となりました。清算期間が1ヶ月を超える場合には監督署への労協定の届出が必要となります。						
5 高度プロフェSSIONAL制度の創設 ごく限定された高所得の高度専門職に限り、法律に定める企業内手続きを経た上で、労働時間等に関する規定の適用除外を受けられる制度です。	大企業					
6 産業医・産業保健機能の強化 事業者は、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければなりません。また、産業医の活動と衛生委員会との関係が強化されます。						
7 長時間労働者に対する面接指導対象の拡大 医師の面接指導対象者について、「1週間当たり40時間を超える労働時間が1ヶ月当たり月80時間を超え、かつ、疲労蓄積が認められる労働者」に範囲が拡大されます。	中小企業					
8 労働時間の客観的な把握の義務づけ 裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が、客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけられます。						
9 勤務時間インターバル制度（努力義務） 勤務時間インターバル制度（1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間を確保する制度）の導入が努力義務となります。						
10 不合理な待遇差の解消規定 非正規労働者（パートタイム、有期労働者、派遣労働者）について、雇用形態による不合理な待遇差が禁止されます。	派遣事業 大企業 中小企業					
11 労働条件の説明義務 非正規労働者から正規労働者との待遇差について説明を求められた場合、その内容・理由について説明しなければなりません。	中小企業					

資本金の額または出資の総額

常時使用する労働者の数

中小企業 とは...

右の もしくは に
該当する企業をいいます。

小売業	5000万円以下
サービス業	
卸売業	1億円以下
それ以外	3億円以下

または

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	
それ以外	300人以下

より詳しい内容に関するご質問は、裏面のお問い合わせ先へご連絡下さい。

相談窓口のご案内

法律のお問い合わせ

<p>(一覧表 1～8 のお問い合わせ先)</p> <p>山梨労働局監督課 または 各労働基準監督署内 労働時間相談・支援コーナー</p>	<table border="0"> <tr> <td>山梨労働局監督課</td> <td>055-225-2853</td> </tr> <tr> <td>甲府労働基準監督署</td> <td>055-224-5616</td> </tr> <tr> <td>都留労働基準監督署</td> <td>0554-43-2195</td> </tr> <tr> <td>躰沢労働基準監督署</td> <td>0556-22-3181</td> </tr> </table> <p>監督署では、職員が企業に直接お伺いして法令の説明を行う活動も行っております(中小企業限定)。詳しくは所轄監督署へお問い合わせ下さい。</p>	山梨労働局監督課	055-225-2853	甲府労働基準監督署	055-224-5616	都留労働基準監督署	0554-43-2195	躰沢労働基準監督署	0556-22-3181
山梨労働局監督課	055-225-2853								
甲府労働基準監督署	055-224-5616								
都留労働基準監督署	0554-43-2195								
躰沢労働基準監督署	0556-22-3181								
<p>(一覧表 9～11 のお問い合わせ先)</p> <p>山梨労働局</p>	<p>【勤務時間インターバル制度, パート・有期労働者関係】</p> <table border="0"> <tr> <td>雇用環境・均等室</td> <td>055-225-2851</td> </tr> </table> <p>【派遣労働者関係】</p> <table border="0"> <tr> <td>需給調整事業室</td> <td>055-225-2862</td> </tr> </table>	雇用環境・均等室	055-225-2851	需給調整事業室	055-225-2862				
雇用環境・均等室	055-225-2851								
需給調整事業室	055-225-2862								

働き方改革の推進に向けた課題を解決するために

<p>山梨働き方改革推進支援センター</p>	<p>働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。</p> <p>0120-755-455</p>																
<p>山梨産業保健総合支援センター</p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。</p> <p>055-220-7020</p>																
<p>山梨県よろず支援拠点</p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。</p> <p>055-243-0650</p> <p>(公益財団法人やまなし産業支援機構内)</p>																
<p>ハローワーク</p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。</p> <table border="0"> <tr> <td>ハローワーク 甲府</td> <td>055-232-6060</td> </tr> <tr> <td>ヤングハローワーク</td> <td>055-221-8609</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク 富士吉田</td> <td>0555-23-8609</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク 大月</td> <td>0554-22-8609</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク 都留</td> <td>0554-43-5141</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク 塩山</td> <td>0553-33-8609</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク 韮崎</td> <td>0551-22-1331</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク 躰沢</td> <td>0556-22-8689</td> </tr> </table>	ハローワーク 甲府	055-232-6060	ヤングハローワーク	055-221-8609	ハローワーク 富士吉田	0555-23-8609	ハローワーク 大月	0554-22-8609	ハローワーク 都留	0554-43-5141	ハローワーク 塩山	0553-33-8609	ハローワーク 韮崎	0551-22-1331	ハローワーク 躰沢	0556-22-8689
ハローワーク 甲府	055-232-6060																
ヤングハローワーク	055-221-8609																
ハローワーク 富士吉田	0555-23-8609																
ハローワーク 大月	0554-22-8609																
ハローワーク 都留	0554-43-5141																
ハローワーク 塩山	0553-33-8609																
ハローワーク 韮崎	0551-22-1331																
ハローワーク 躰沢	0556-22-8689																
<p>山梨県医療勤務環境改善支援センター (医療労務管理相談コーナー)</p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。</p> <p>055-225-2071 (山梨県社会保険労務士会内)</p>																